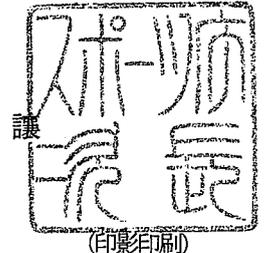


各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長  
今里



### 2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施につきましては、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

2019年度の本調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会、各国公立私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

ついては、本調査の重要性に鑑み、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、本調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

併せて、昨年度同様に、今後都道府県・指定都市教育委員会、都道府県私学主管課、国公立大学法人及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の協力を得て、学校又は教育委員会における、体力向上に関する取組の好事例を広く公募し、応募のあった中から優良事例を選考する予定であることを申し添えます。

また、既に公表している平成30年度調査結果、報告書及びこれまでの調査結果や報告書を十分に活用して、体力向上に向けた施策の改善に取り組むようお願いします。その際には、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局にて実施している、個々人が2020年に向けて健康面での自己記録目標（運動の実施回数等）を設定し、その目標達成に向けた活動を支援する「beyond2020 マイベストプログラム（[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/beyond\\_mybest/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond_mybest/)）」の認証制度も適宜御活用いただきますようお願いいたします。

#### 【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室  
体育振興係 仲村  
電話：03-5253-4111（内線2649）